

小松島市議会議員一般選挙

■投票日 4月26日(日)
■投票時間 午前7時～午後8時

小松島市議会議員一般選挙は4月19日(日)に告示され、
4月26日(日)に投票が行われます。

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、平成7年4月27日以前に生まれた方で、今年1月18日までに小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。
※投票日まで市外に転出された人は入場券が届いても投票できません。

投票所入場券について

投票所入場券は、4月20日から郵送します。有権者のみなさまには投票所入場券がお届けされるまでの間、ご心配とご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

投票所入場券は、投票日まで大切に保管し、投票当日に投票所へご持参ください。

投票所入場券を紛失した方は、投票日に投票所受付へ申し出てください。選挙人名簿に登録されていれば、本人確認により投票できます。

期日前投票は市役所で受付

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

☆職務や業務に従事する場合

☆何らかの用事があって投票区の区域外に

旅行または滞在する場合

☆病気や負傷、妊娠などのため歩くことが

困難である場合

期日前投票の期間・場所

【期間】4月20日(月)から4月25日(土)まで
【時間】午前8時30分から午後8時まで
【場所】小松島市役所1階ロビー
※投票所入場券をご持参ください。

郵便等による投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため外出が困難な人は、障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態区分が「要介護5」であれば、事前に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえ、自宅で投票し郵便等により投票用紙を送ることが出来ます。

代理記載制度

「郵便等投票証明書」をもっている方で次の条件に該当する方は、代理記載人に投票に関する記載をしてもらうことができます。

◆身体障害者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている者

◆戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、「郵便等投票証明書」のほかに郵便等による不在者投票における代理人となるべき者の届出等が必要です。

※郵便等による不在者投票の請求ができるのは投票日の4日前まで(必着)です。

市内の投票所は次のとおりです

投票区	投票所
第1投票区	小松島小学校屋内運動場(神田瀬町)
第2投票区	市総合コミュニティセンター(小松島町字新港)
第3投票区	南小松島小学校屋内運動場(小松島町字高須)
第4投票区	千代小学校屋内運動場(中田町字奥林)
第5投票区	中郷児童館(中郷町字加藤)
第6投票区	総合福祉センター1階機能訓練室(横須町11番7号)
第7投票区	芝田小学校屋内運動場(田野町字中須)
第8投票区	児安小学校屋内運動場(田浦町字近里)
第9投票区	コミュニティ金磯会館(金磯町7番1号)
第10投票区	立江公民館(立江町字清水)
第11投票区	榊小学校屋内運動場(榊町字北佃)
第12投票区	坂野公民館(坂野町字平田)
第13投票区	目佐児童館(坂野町字目佐)
第14投票区	和田島幼稚園(和田島町字山のはな)
第15投票区	コミュニティ交流センターみさき(和田島町字遠見)
第16投票区	新開小学校屋内運動場(大林町字中津)
第17投票区	コミュニティセンター新開会館(赤石町豊浦神社内)
第18投票区	北小松島小学校屋内運動場(中田町字浜田)
第19投票区	小松島中学校(日開野町字弥三次)

【お問い合わせ先】

小松島市選挙管理委員会(市役所3階)
☎32・3807 / FAX32・7011
Mail:senkan@city.komatsushima.tokushima.jp